

家具転倒防止器具などを 無料で給付します



震災時における人的被害を最小限に抑えることを目的として、家具転倒防止器具などを無料で現物給付します。

対象 市内に住所があり、お住まいの住居に家具転倒防止器具などの設置を希望する世帯
受付期間 8月17日(月)～9月18日(金) 午前9時～午後4時(土曜・日曜日、祝日を除く)
受付場所 市役所1階コミュニティホール、五日出張所市民総合窓口係

(受付場所にパンフレットと申請書を置いてあります。)
パンフレットと申請書は、五日市ファイブプラザ、中央公民館にも置いてあります。

給付世帯数 約460世帯(平成21年度)

申請方法

一般世帯向け(給付のみ)：パンフレットを参考に、希望する器具などを定められたポイント以内で選んで、申請してください。

高齢者・障がい者などの世帯向け(取り付けを兼ねる)：下記の要件に該当し、器具などの給付に併せて取り付けを希望する世帯は、パンフレットを参考に、希望する器具などを定められたポイント以内で選んで、申請してください。

ント以内で選んで、申請してください。
次のように該当する方は、要件を確認できる書類をお持ちください。
*要件(他の家族の方も含めて、明らかに取り付けが困難と認められる世帯) 満65歳以上の方のみの世帯
要介護度2以上の認定を受けている方が属する世帯
身体障害者手帳1、2級の交付を受けている方が属する世帯
愛の手帳1、2度の交付を受けている方が属する世帯
精神障害者保健福祉手帳1、2級の交付を受けている方が属する世帯
難病医療費助成を受けている方が属する世帯
給付決定 申請内容を審査し、給付などの可否を通知します(予定数を超えた場合は、抽選)。

えた場合は、抽選)。
給付方法 一般家庭向けには、市指定業者が器具などを自宅に届けます。
高齢者・障がい者などの世帯向けには、取り付けも行います。
その他
賃貸住宅にお住まいの方は、あらかじめ家主や住宅管理者などの承諾を得てください(申請書に記載欄があります)。
器具などを取り付けると、家具などは地震の際に転倒しにくくなりますが、地震の規模や家屋の状況によっては効果が得られないこともあります。
この事業は、平成21年度から23年度までの3年間の予定で実施しますが、給付は、1世帯につき1回限りとなります。
器具などの不良品以外は返品できません。
問合せ 地域防災課防災安全係

防災週間

8月30日(日)～9月5日(土)

自助共助 家庭で、職場で、話し合い、皆さん一人ひとりが、もう一度身の回りで起こる災害について考え、「自らの生命は自らが守る」という「自助」の意識のもと、地震が発生したときでも適切な行動がとれるように、防災行動力を高めましょう。
問合せ 地域防災課防災安全係、秋川消防署(595・0119)

木造住宅の耐震診断。 耐震改修費用を助成



【耐震診断】
対象 市内にある木造住宅

家で、新耐震基準(昭和56年6月1日)施行前に建築した、自らが所有し、居住している住宅
助成金額 耐震診断費用(消費税を除く)の2分の1以内(2万5000円を限度)
診断機関は、東京都建築士事務所協会西多摩支部に属しているか、東京都木造住宅耐震診断講習終了者で事務所などが市内にある者です。

【耐震改修】
対象 あきる野市耐震診断助成制度に基づき耐震診断を受け、「倒壊する可能性が高い」、「倒壊する可能性がある」と診断された住宅について、耐震改修を実施することにより一応倒壊しないことが判断できる住宅
助成金額 耐震改修に要した費用(消費税を除く)の3分の1に相当する額(30万円を限度)
施工業者は、市内に事業所があり、建設業の建築工事業許可を得ているか、東京都地域住宅生産者協議会主催の木造住宅耐震

東京都シルバーバス 更新手続きのお知らせ



有効期限が平成21年9月30日までのシルバーバスをお持ちの方は、9月中旬に更新手続きをしてください。
新しいバスの有効期間は、発行日から平成22年9月30日までです。
更新方法 現在、シルバーバスをお持ちの方には、東京バス協会から、8月下旬までに「シルバーバス更新申込書」などが自宅に送付されます。更新講習会を修了した者です。その他 耐震診断、耐震改修とも同一の住宅に対して1回限りで、予算の範囲内です。
紛らわしい業者にご注意
市では、この事業について特定の業者への委託は行っていません。また、国や東京都においても特定の業者に委託した耐震診断、耐震改修事業は行っていません。紛らわしい業者に注意してください。
問合せ 都市計画課指導係

希望する場合は、次のものをお持ちの上、更新窓口で申込んでください。
対象者区分と費用
平成21年度住民税が課税で、平成20年の合計所得金額が125万円を超えている方：2万5100円
平成21年度住民税が非課税の方：10000円
昨年度、平成20年度の経過措置により、10000円でバスの発行を受けている方が、平成21年度の住民税は課税であっても、平成20年の合計所得金額が125万円以下の方：10000円
更新に必要なもの シルバーバス更新申込書と住所、氏名、生年月日が確認できるもの(保険証や係団体と連携し、防災週間に合わせて、夏の耐震キャンペーンを実施します)。
期間 8月27日(木)～9月13日(日)
内容 木造住宅・ビルマンション耐震改修工法展示会、木造住宅耐震相談会、耐震化セミナー&個別相談会
「耐震フォーラム」ビル等の耐震化最前線
各イベントの日程、時間などは、東京都ホームページをご覧ください。
問合せ 東京都都市整備局市街地建築部建築企画課(03・53388・3362、http://www.toshiseibi.net/ro.tokyo.jp/)

更新手続きのお知らせ
運転免許証など)、現在使用中のシルバーバス(有効期限が平成21年9月30日のもの)
の方：申込書などの書類に加えて、次のいずれか1つ
*平成21年度介護保険料納入(決定)通知書の所得段階区分欄が1～4のもの
*平成21年度住民税非課税証明書
*生活保護受給証明書(生活扶助を受けている方)の方：申込書などの書類に加えて、平成20年の合計所得金額が125万円以下であることが確認できる書類のうち、いずれか1つ
*平成21年度介護保険料納入(決定)通知書の所得段階区分欄が5のもの
*平成21年度住民税課税証明書

耐震改修をした住宅への 固定資産税の減額

対象住宅 昭和57年1月1日以前からある住宅で、平成18年1月1日から平成27年12月31日までの間に、建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合させるため、一定の改修工事を行った次の内容の住宅
住宅部分の割合が当該家屋の2分の1以上
耐震改修に要した費用が一戸あたり30万円以上
減額期間など 表のとおり
申告手続きなど 固定資産税(住宅耐震改修)減額申告書
耐震基準を満たすことを証明する書類
同一世帯以外の方の証明を取る場合には、委任状が必要で
更新窓口・日時
秋川地区：市役所1階コミュニティホール 9月8日(火)・9日(水)・10日(木) 午前10時～午後4時
五日市地区：五日市出張所2階展示室 9月17日(木)・18日(金) 午前10時～午後4時
問合せ
東京バス協会・シルバーバス専用(03・5308・6950)
土曜・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時
東京都福祉保健局在宅支援課・臨時案内(03・5320・4177)
土曜・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時
9月30日(水)まで開設

表 減額期間など

改修完了時期	減額期間
平成18年～21年	3年間
平成22年～24年	2年間
平成25年～27年	1年間

減額対象床面積...1戸当たり120平方メートル相当分まで
減額金額...当該住宅に係る固定資産税額の2分の1